

## 1. 事業の必要性・概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)は、附則に基づく法施行7年後の見直しとして、改正政令が平成20年より施行されているが、今般、再度の見直しについて中央環境審議会環境保健部会等からも指摘を受けているところである。平成27年度においては、法律に定められた制度運用を引き続き着実に実施することに加え、P R T R 制度の対象物質や対象業種等の見直しのための検討を行うことが必要となる。

## 2. 事業計画（業務内容）

### ○ 対象化学物質毒性等情報収集・提供

対象物質の見直しに関する検討として、スタートリストとなる2~3千種類の化学物質を選定し、有害性情報・ばく露情報等を収集・整理して、対象物質とすることが妥当であるかどうかについての選別を行う。具体的には、スタートリストの整理、選別のためのフロー作成、及びスタートリスト中の各物質の有害性情報・ばく露情報等を収集・整理した上で、個別の物質の選別を実施する。

### ○ 点源排出量・移動量算出方法等検討

事業者の排出量等の算出事例の調査により得られた知見や業界団体のマニュアルの情報を整理し、次年度実施する排出量等算出マニュアル改善に向けた準備を行う。また、現在、届出対象外となっている業種の内で化学物質の使用が想定される業種について、実態をアンケート等を通じて調査した上で、新たに対象業種に加えることが適当な業種があるかどうかについての検討を行う。

### ○ 非点源排出量推計方法等検討及び推計の実施

新たな排出源の追加及び推計精度向上について検討しつつ、さらに、法律に定められた推計を引き続き着実に実施する。

## ○ P R T R 制度普及・啓発事業

P R T R 制度は排出量等の把握と集計・公表を通じて、事業者の自主的管理を促進するとともに、関係者間の情報の共有・活用により有害性のある化学物質による環境汚染の防止を図ろうとするものであり、届出が確実かつ正確に行われる必要がある。事業者が届出を確実に実施するため、引き続き制度の普及・啓発を実施する。

### 3. 施策の効果

制度見直しの際に必要な情報については、既に整理を開始しているところであるが、平成 27 年度にはこれら整理された情報を用いて、制度見直しのための検討を実施するものである。本施策において実施される調査検討により、今後の見直しへの準備を行い、最新の知見を踏まえた事業者による化学物質管理体制の整備につなげる。

# PRTR制度運用・データ活用事業

平成27年度予算(案)額 122百万円(101百万円)  
支出予定先 民間団体等

## PRTR制度の概要

- ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)に基づく  
化学物質排出移動量届出制度(Pollutant Release and Transfer Register)
  - ・事業者は、化学物質自主管理指針に基づき、管理計画を作成するなどして自主管理を促進。
  - ・化学物質の排出・移動に関する情報を国が毎年集計・公表
- 対象事業者：事業者が届出 届出対象外(対象外事業者・家庭・移動体)：国が推計

## PRTR制度に関する課題と見直しの主な方向性

平成20年度の制度見直しから7年が経過し、最新の知見や社会動向等を踏まえた見直しが必要。

### I. 対象物質の見直し

化学物質の有害性情報やリスク評価に係る最新の知見を  
活用

### II. 一部の非対象業種の対象化妥当性の検討

現行非対象業種の対象化の実行可能性について検討

### III. 事業者の排出量の把握手法の改善

算出マニュアルの改善について情報を収集  
⇒平成28年度に見直しを検討

### IV. 排出量推計手法の改善

届出対象外の排出量の推計方法についての精緻化・拡大の方向性について検討

### V. 情報提供のあり方を検討

事業者の化学物質の自主管理に係る取組をより一層促す  
情報提供のあり方について検討  
⇒平成28年度に見直しを検討

平成27年度は法律に定められた制度運用の着実な実施に加え、今後の制度見直しのための  
調査・検討を実施し、最新の知見を踏まえた事業者による化学物質管理体制の整備につなげる。